

評価検討会の公開について（案）

本評価検討会は、産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・評価小委員会評価ワーキンググループに対する評価報告書（案）の作成を目途としていることから、本検討会の公開については、同評価ワーキンググループの規程に準じることとする。

（参考）産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・評価小委員会評価ワーキンググループの公開について

産業構造審議会運営規程第4条及び第14条により、研究開発・評価小委員会評価ワーキンググループ（以下、評価WG）については、以下のとおりとしている。

- （1） 評価WGは、原則、公開とする。
 - ・ 開催日程は、事前に経済産業省のホームページに掲載する。
 - ・ 傍聴については、評価WGの運営に支障を来さない範囲において認める。
- （2） 議事録（記名）は、原則、会議終了後1ヶ月以内に作成し、経済産業省のホームページに掲載する。また、議事要旨（無記名）については、原則、会議の翌日までに作成し、経済産業省のホームページに掲載する。
- （3） 配付資料は、原則、経済産業省のホームページに掲載する。
- （4） 知的財産権の保護等の観点から、評価WG座長の判断により、評価WGを非公開とすることができる。

この場合、公開される議事録、議事要旨等には評価WGが非公開となった事由に相当する部分は含まないものとする。

【参考】産業構造審議会運営規程（平成13年1月15日）（抜粋）

第4条 審議会は、原則として会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

第14条 第1条から第5条までの規定は、小委員会等に準用する。